

農業ビジネスセンター京都・農業ビジネス応援隊登録・派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林漁業者と商工業者等が通常取引関係を超えて、お互いの強みを活かして売れる新商品・新サービスの開発や生産等を通じて需要の開拓を行い、これまで農林漁業者のみ、商工業等を営む中小企業者のみでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを両者が協力し合うことで創り出し、売上げや利益の増加を目指そうとする6次産業化、農商工連携等の取り組みを支援するために、様々な業種の専門家や技術者及び先進的に取り組んでいる事業体の中から人材を「農業ビジネス応援隊」(以下、「応援隊」という。)として選定し要請等に応じて派遣する事業について必要な事項を定めるものとする。

(選定及び登録)

第2条 農業ビジネスセンター京都(以下、「センター」という。)は、次の各号のいずれかの知識や経験を有すると認められるものについて、公募により、センターが別に定める農業ビジネス応援隊選定委員会による書類審査及び面接により応援隊を選定し登録するものとする。

但し、本要綱により、応援隊として、農林漁業者等に派遣された実績がある者については、センターの判断により、本人の承諾を得て、応援隊として選定し登録することができるものとする。

- (1) 先進地等の地域づくり事例の知識や経験を有するもの
- (2) 地域資源や人的資源の活用に関する知識や経験を有するもの
- (3) 食品製造・加工・食品衛生に関する知識・技術を有するもの
- (4) 商品企画・開発に関する知識・技術を有するもの
- (5) 異業種連携・IT活用に関する知識を有し、かつ実務経験を有するもの
- (6) 農産物・商品の流通業界での業務経験を有するもの
- (7) 商品のパッケージ・及びデザインに関する知識・技術を有し、かつ実務経験を有するもの
- (8) 販売・店舗開発に関する知識、技術を有し、かつ実務経験を有するもの
- (9) マーケティングに関する知識を有し、かつ実務経験を有するもの
- (10) 高い栽培技術を持ち、優良な農業経営を実践する地域のモデル農業者
- (11) 先行事例として農商工連携に取り組んでいる商工業者または農業者
- (12) 観光業に関する知識(企画旅行・旅行業法)を有し、かつ実務経験を有するもの
- (13) 法人の設立・運営に関する知識を有し、実務経験を有するもの
- (14) 法務・税務・労務に関する知識を有し、実務経験を有するもの
- (15) 弁護士・司法書士・中小企業診断士など資格を有し、かつ実務経験を有するもの
- (16) 貿易実務に関する知識を有し、かつ実務経験を有するもの
- (17) 海外商談会・見本市の開催に必要な業務経験を有するもの
- (18) 知的財産に関する知識を有し、実務経験を有するもの
- (19) その他事業推進に必要と思われるもの

- 2 応援隊の登録を申請しようとする者は、センターが定めるところにより、農業ビジネス応援隊登録申請書（別記第1号様式）をセンターに提出しなければならない。
- 3 センターは、前項の規定による申請書の提出があった場合は、農業ビジネス応援隊選考委員会による審査のうえ、登録の可否を決定するものとする。
- 4 センターは、第1項但し書の規定により、登録を行おうとする場合は、農業ビジネス応援隊登録依頼書（別記第2号様式）により依頼するものとする。
- 5 センターは、第3項の規定により登録する者を決定したときは、農業ビジネス応援隊登録決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。
- 6 第4項及び前項の規定により依頼又は通知を受けた者は、農業ビジネス応援隊登録承諾書（別記第4号様式）及び誓約書（別記第5号様式）をセンターに提出するものとする。

（登録事項の変更）

第3条 応援隊は、前条第6項の登録承諾書の記載事項の内容に変更が生じた場合には、速やかにセンターに報告するものとする。

（登録の期間と更新）

第4条 登録期間は原則1年とする。なお、当該登録期間内に派遣の実績がある者で、センターが農業ビジネス応援隊に関する満足度調査の結果等をもとに更新が適当であると判断した者については、本人の承諾を得た上で、引き続き登録期間を1年延長することができる。

（応援隊の公表）

第5条 センターは、応援隊の氏名、専門分野、所属、主な活動・支援歴等を農業ビジネス応援隊登録簿（別記第6号様式）に登載するとともに、センターのホームページ上で公表できるものとする。

（登録の取消し）

第6条 センターは、応援隊が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 応援隊登録制度の趣旨に反する行為を行った場合、または行うことが明らかである場合
- (2) 次条に規定される業務内容に違反する等、著しく不誠実であると認められた場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、センター長が登録の取消しを適当と認めた場合

（業務）

第7条 応援隊は農林漁業者と商工業者等が連携体として取り組む場合等、要請に応じて次の業務を行うものとする。

- (1) 農林漁業者と商工業者の連携等により新たな需要開拓をし、市場で販売するために必要な情報やノウハウの提供を行うこと
- (2) 農商工連携の推進等に必要な具体的な手段について助言を行うこと
- (3) 農産物等の輸出をするために必要な情報やノウハウの提供を行うこと
- (4) 農産物等の輸出に関する相談会、セミナー等で情報を提供すること
- (5) 前各号に掲げるもののほかセンター長が必要と認めるもの

(派遣対象)

第 8 条 派遣対象は、次の各号のいずれかのおりとする。

- (1) 農林漁業者と商工業者が交流するイベント等（交流会、マッチングフォーラム等）
- (2) 農林漁業者と商工業者が連携するための相談会
- (3) 農林漁業者と商工業者の連携体等が、新規需要の創造・開拓・商品化をするための課題解決に対する検討会
- (4) 農林漁業者と商工業者の連携体が取り組みを具体的に実践するための検討会
- (5) 6次産業化総合化事業計画の認定に取り組む農林漁業者、及び同事業計画の認定を受けた農林漁業者（以下、「計画認定者」とする。）
- (6) 6次産業化ネットワークの構築を目的とした相談会、交流会、シンポジウム等。
- (7) 農林漁業者と他の事業者等とのマッチング促進、異業種交流会等を目的とした会合、並びに6次産業化ネットワークの構築の推進に必要な会合、及び支援事業の推進のために派遣が必要な農林漁業者等。
- (8) その他事業推進に必要な会合等

(応援隊の派遣)

第 9 条 応援隊の派遣を依頼しようとするもの(以下「依頼者」という。)は農業ビジネス応援隊派遣依頼書(別記第 7 号様式)を、センターに提出するものとする。尚、センターが直接派遣を要請する場合は同依頼書を省略する。

- 2 センターは、派遣を決定した場合には、応援隊及び依頼者に対し電子媒体等によって、日程、場所、内容等を通知するものとする。(書面通知の場合別記第 8 号様式及び第 9 号様式)

(結果報告)

第 10 条 依頼者は、事業終了後 7 日以内に、農業ビジネス応援隊に関する満足度調査(別記第 10 号様式)（以下、「満足度調査」という。）をセンターに提出するものとする。

- 2 応援隊は、相談内容・結果について、事業終了 7 日以内に、農業ビジネス応援隊相談者カルテ(別記第 11 号様式)（以下、「カルテ」という。）をセンターに提出する。
- 3 センターは地域コーディネーターを通じて、本報告書の写しを地域アグリネット事務局（府広

域振興局農林商工部) に提供する。

- 4 センターは、満足度調査及びカルテをもとに、農業ビジネス応援隊の評価シート（別記第 12 号様式）を作成し、評価を行うものとする。

(守秘義務)

第 11 条 センター及び応援隊は、業務上知り得た事項を第三者に漏洩してはならない。

(個人情報の取扱等)

第 12 条 センター及び応援隊は、個人情報及び営業秘密の取扱いについては、別に定めるところにより適切に取り扱うものとする。

(費用弁済)

第 13 条 センターは、応援隊に対し、予算の範囲内において、別紙により旅費及び謝金を支給するものとする。

(庶務)

第 14 条 応援隊に関する庶務は、センターで処理するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要事項はセンターが別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成21年6月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成26年8月19日から適用する。
- 2 この要綱改正に伴い、平成 25 年 4 月 20 日施行の「農業ビジネスセンター京都 6 次産業化プランナー派遣実施要綱」は廃止するものとする。

附則

この要綱は、平成 27 年 5 月 1 日から適用する。

別記第1号様式

年 月 日

農業ビジネスセンター京都
センター長 様

住 所
(ふりがな)
氏 名

印

農業ビジネス応援隊登録申請書

農業ビジネスセンター京都・農業ビジネス応援隊登録・派遣事業実施要綱第2条第2項の規定により、農業ビジネス応援隊への登録を申請します。

記

- 1 履歴事項
別添履歴書のとおり

様

農業ビジネスセンター京都
センター長

農業ビジネス応援隊登録依頼書

あなた様を当センター「農業ビジネス応援隊」として登録（新規・更新）させていただきたいので、農業ビジネスセンター京都・農業ビジネス応援隊登録・派遣事業実施要綱に基づき依頼します。

つきましては、登録を承諾いただける場合は、農業ビジネス応援隊登録承諾書及び誓約書に必要な事項をご記入いただき、提出をお願いします。

なお、本制度の実施に際し、同承諾書の公表事項欄の記載事項について公表いたしますので、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

番 号
年 月 日

様

農業ビジネスセンター京都
センター長

農業ビジネス応援隊登録決定通知書

あなた様を農業ビジネス応援隊に登録しますので通知します。

つきましては、農業ビジネス応援隊登録承諾書及び誓約書をご提出いただきますようお願いいたします。

なお、本制度の実施に際し、同承諾書の公表事項欄の記載事項について公表いたしますので、あらかじめご了承くださいませようお願いします。

別記第4号様式

農業ビジネス応援隊登録承諾書

年 月 日

農業ビジネスセンター京都
センター長 様

住 所
(ふりがな)

氏 名 印

農業ビジネスセンター京都・農業ビジネス応援隊登録・派遣事業実施要綱第2条第6項の規定により、提出します。

申請者	氏名			
	住所			
	自宅電話番号		携帯電話番号	
	職場電話番号		FAX	
	E-mail			
取得資格				
主な活動、支援歴等				
その他(支援の条件・留意事項等)				

【以下、公表事項】

専門分野 (該当事項に○(複数回答可))	①先進地等の地域づくり	②地域資源の活用	③食品製造・加工
	④商品企画・開発	⑤農産物・商品流通	⑥商品パッケージ・デザイン
	⑦マーケティング	⑧農業技術	⑨農商工連携のノウハウ
	⑩旅行業	⑪法人設立業務	⑫税務
	⑬その他 ()		
氏名		居住地の市町村名	
所属		職名	

(注意) 記載された情報は京都・農業ビジネス応援隊の選考に使用するほか、登録された場合は、「公表事項」について京都・農業ビジネス応援隊の活動周知のため(公社)京都府農業総合支援センターホームページ等において公表します。

別記第5号様式

農業ビジネスセンター京都
センター長 様

誓約書

このたび、農業ビジネス応援隊として委嘱されるにあたり、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

記

1. 業務上知り得た個人情報及び営業に関する秘密情報に関して、貴団体の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
2. 私が貴団体を退職した後も、勤務中と同様に、業務上知り得た個人情報及び営業に関する秘密情報を貴団体の許可無く発表、公開、漏洩、利用しないこと。
3. 個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、個人情報の保護に関する法律の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

年 月 日

住所

氏名

印

別記第 6 号様式

農業ビジネス応援隊登録簿

登録番号		登録日	
ふりがな			
氏 名			
専門分野 (複数回答可)	① 先進地等の地域づくり	② 地域資源の活用	③ 食品製造・加工
	④ 商品企画・開発	⑤ 農産物・商品流通	⑥ 商品パッケージ・デザイン
	⑦ マーケティング	⑧ 農業技術	⑨ 農商工連携のノウハウ
	⑩ 旅行業	⑪ 法人設立業務	⑫ 税務
	⑬ その他 (
所 属		職 名	
支 援 活 動・支援歴 等			
その他 (支援の条 件・留意事 項等)			

年 月 日

農業ビジネスセンター京都
センター長 様

【依頼主体】

住 所
氏 名(及び代表者名) 印

【連携体（必要に応じて記入）】

住 所
氏 名(及び代表者名) 印

農業ビジネス応援隊派遣依頼書

農業ビジネス応援隊の派遣について、次のとおり依頼します。

連携体の属性	商 工 業 者 氏名					
	農 林 漁 業 者 氏名					
派遣希望日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分					
派遣希望場所	会 場					
	所在地住所					
参加者人数						
応援隊に助言を受けたい内容						
希望する応援隊の氏名及び分野	第1希望	氏名		分野		
	第2希望	氏名		分野		
代表者連絡先 (応援隊との連絡用)	氏 名					
	電 話					
	F A X					
	E-mail					

注1 調整状況によってはご希望に添えない場合がありますので、御了解願います。

注2 会場の地図を添付してください。

番 号
年 月 日

様

農業ビジネスセンター京都
センター長

農業ビジネス応援隊派遣決定通知書

下記とおり派遣決定しましたので対応についてよろしくお願ひします。
なお、対応後は速やかに、農業ビジネス応援隊相談者カルテを提出してください。

記

派遣日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
派遣場所	会 場	
	所在地 住 所	
参加者人数		
農業ビジネス応援隊に助言を受けたい内容		
問い合わせ先	〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 (京都府庁西別館2階) 農業ビジネスセンター京都 事務局 (社団法人京都府農業総合支援センター内) Tel 075-417-6888 Fax 075-441-5742	

番 号
年 月 日

様

農業ビジネスセンター京都
センター長

農業ビジネスセンター京都 応援隊派遣決定通知書

下記とおり派遣決定しましたので対応についてよろしくお願ひします。
なお、対応後は速やかに、農業ビジネス応援隊満足度調査書を提出してください。

記

派遣日時	平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
派遣場所	会場	
	所在地 住所	
参加者人数		
問い合わせ先	〒602-8054 京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 (京都府庁西別館2階) 農業ビジネスセンター京都 事務局 (社団法人 京都府農業総合支援センター内) Tel 075-417-6888 Fax075-441-5742	

注 支援の際に活用した資料等を添付してください。

農業ビジネスセンター京都・農業ビジネス応援隊謝金・旅費基準

1 謝金

金額（単位：円／時間）
4,000円

* 応援隊謝金の根拠

4,000円／時(その他・助言等(拘束))

(根拠；農林水産部・講師手当基準（平成20年度作成）)

ただし、1日の最高限度時間は6時間とする。

2 旅費

公益社団法人京都府農業総合支援センターの規程による。